

末吉デイサービスセンター指定管理者公募要項

次のとおり末吉デイサービスセンター(以下「デイサービスセンター」という。)指定管理者を募集します。

1 募集目的

平成15年9月に地方自治法が一部改正され、「公の施設」の管理について、民間の能力を活用することにより住民サービスの向上と経費の縮減を目指すため、指定管理者制度が導入されました。

指定管理者制度は、従来の管理委託制度とは異なり、地方公共団体の出資法人や公共団体等に限らず、民間事業者も議会の議決を経て「公の施設」の管理を行う指定管理者とすることができます。

曾於市では、公の施設である末吉デイサービスセンターの指定管理者の指定にあたり、施設管理について広く事業者を募集します。デイサービスセンターの管理にあたっては、この要項に定めるもののほか、次に掲げる法令等に基づかなければなりません。

- (1) 地方自治法
- (2) 曾於市の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(以下「手続き等に関する条例」という。)
- (3) 曾於市の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(以下「手続き等に関する施行規則」という。)
- (4) 曾於市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例(以下「デイサービスセンター条例」という。)
- (5) 曾於市デイサービスセンターの設置及び管理に関する規則(以下「デイサービスセンター規則」という。)
- (6) 曾於市個人情報の保護に関する法律施行条例
- (7) その他関係法令

2 デイサービスセンターの施設の概要

- (1) 施設名称 末吉デイサービスセンター
- (2) 所在地 曾於市末吉町二之方3990番地3
- (3) 設置目的 高齢者の心身の健康を保持し交流を促進するとともに、高齢者に対する介護及び介護予防支援を行うことにより、高齢者の福祉の増進を図るためにセンターを設置する。
- (4) 施設内容
 - (ア) 敷地面積 21,553㎡
 - (イ) 建造物の床面積 419.81㎡
 - (ウ) 施設概要 食堂・娛樂室・浴室・特殊浴室・会議室・事務所・倉庫・その他

(5) 施設の利用状況及び管理運営人員数（令和7年度）

営業日数（介護保険サービス）	307 日	
登録者数（実人数）	49 人	
介護保険サービス利用者数（延べ人数）	5,418 人	
利用者負担金収入額	4,804,246 円	
デイサービスセンター職員数	正職員	6 名
	臨時職員	2 名
	パート	0 名

3 申請資格

- (1) 法人その他の団体(以下「団体」という。)(個人での応募は不可)、複数の団体により構成されるグループ(以下「グループ応募」という。)による応募もできます。
その場合には、代表団体を定めてください(他の団体は構成団体とします)。
また、グループ応募の構成団体は、他のグループ応募の構成団体での応募や単独での応募はできません。
- (2) 次に該当する団体は、応募者となることができません。
 - (ア) 法律行為を行う能力を有しない者
 - (イ) 破産者で復権を得ない者
 - (ウ) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する場合
 - (エ) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - (オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体等の場合
 - (カ) 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有しない者
 - (キ) 最近1年間の法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税等を滞納している場合
- (3) 指定期間中、安全円滑にデイサービスセンターを管理運営できる者。
- (4) デイサービスセンターの管理運営に必要な免許を有する者。ただし曾於市の承諾を受けて、業務の一部を外部に委託する場合は、委託先が資格及び免許等を有する者。

4 業務の範囲

- (1) 施設の運営に関する業務
 - (ア) 老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業
 - (イ) 高齢者の介護予防及び生きがい活動のための事業
 - (ウ) 介護保険法第115条の45に規定する介護予防・日常生活支援総合事業
 - (エ) 介護保険法第41条第1項に規定する居宅介護サービス事業又は介護保険法第8条第17項に規定する事業
 - (オ) (ア) から (エ) に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(2) 施設の管理に関する業務

- (ア) 建築物保守管理業務(保守、点検、修繕、その他一切の保守管理業務を含む。)
- (イ) 建築設備保守管理業務(運転、監視、保守、点検、修繕、その他一切の保守管理業務を含む。)
- (ウ) 清掃業務(建物内外及び敷地内の清掃業務)
- (エ) 環境維持管理業務(建物内外及び敷地内の環境美化業務)
- (オ) 警備業務
- (カ) 備品、什器等の管理業務(保守、点検、修繕、その他一切の保守管理業務を含む。)

5 管理の基準

(1) 利用時間及び休業日

利用時間及び休業日は、デイサービスセンター条例によります。

(2) 施設の利用に係る料金(デイサービスセンター条例第12条関係)

使用料(以下「利用料金」という。)は、デイサービスセンター条例によります。

(3) 利用料金の収受

指定管理者は、利用料金を指定管理者の収入として収受することができます。

(4) 指定管理者の指定の取消し等

指定管理者による施設の管理を継続することが適当でないと認めるときは、市長は指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

(5) 責任分担の基本的考え方は、次のとおりとします。

なお、詳細については協定の締結を行う際に定めることとします。

項 目	指定管理者	市	備 考
施設、設備、備品等の維持管理	○		
施設等の利用の許可等	○		
施設等の減免の許可等		○	
利用料金の収受	○		
施設の修繕(小規模)	○		1件当たり30万円未満
施設の修繕(大規模)		○	1件当たり30万円以上
事故・大災害による施設の損傷及び被災者に対する責任	○	○	第1次責任は指定管理者が有する
施設に対する各種保険の加入		○	建物に係る火災保険等
利用者等に係る保険の加入	○		
包括的管理責任		○	

- (6) 指定管理者は、正当な理由がない限り、住民がデイサービスセンターを利用することを拒んではなりません。また、デイサービスセンターの管理業務を行うに当たっては、不当な差別的取り扱いをしてはなりません。

6 指定管理者が管理を行う期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間
(初回の指定管理者は3年間)

7 デイサービスセンターの事業収益負担金

このデイサービスセンターにより、指定管理者が曾於市に納入する事業収益負担金は、指定書及び協定書に定めるものとする。

8 指定管理料の支払

本業務を実施するための指定管理料は、指定管理者が実施するデイサービス事業の介護保険の報酬をもって充て、曾於市は指定管理者に対して指定管理料は支払わない。

また、指定管理者は曾於市行政財産の使用料条例に基づき、曾於市が示す使用料を別に支払うものとする。

9 申請方法

手続き等に関する条例及び手続き等に関する施行規則により申請してください。
必要な書類は以下のとおりです。②から⑤については適宜作成してください。

①指定管理者指定申請書

②管理に係る事業計画書

③管理に係る収支計画書

デイサービスセンターの管理運営業務について令和9年度から令和13年度における各年度の収支計画を収入、支出の項目に区分して示してください。

④申請事業者の経営状況が分かる書類

申請団体の令和8年度の収支予算書及び事業計画書並びに令和7年度の収支決算書及び事業報告書等（貸借対照表、損益計算書を含む）

⑤申請事業者の定款

10 募集期間

令和8年9月1日（火）から令和8年9月30日（水）まで
(土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。)

11 書類の提出先及び提出部数

提出先：曾於市役所福祉介護課（曾於市末吉町二之方1980番地）

提出部数：正本1部、副本3部（複写可）

12 その他

指定申請を行う際に疑問が生じた場合は、福祉介護課までお問い合わせください。

この要項に定める事項の他の詳細については、管理者に指定された団体と協定書を結ぶことになります。